

令和6・7年度

定款・財務等検討委員会 中間答申

役員等の選任における所掌事務に関する諸規程の見直し  
及び公益法人認定法改正法施行に伴う定款・諸規程の検討について

令和7年4月

令和7年4月1日

福岡県医師会  
会長 蓮 澤 浩 明 殿

定款・財務等検討委員会  
委員長 島田 昇二郎

## 中間答申

定款・財務等検討委員会では、貴職からの諮問「役員等の選任における所掌事務に関する諸規程の見直し及び公益法人認定法改正法施行に伴う定款・諸規程の検討について」（令和7年1月23日付）検討を行い、委員会の見解を取りまとめました。

なお、次回の役員等選挙（令和8年2月予定）に間に合うよう、現行選挙規程の改訂についてのみ中間答申とし、公益法人認定法改正法施行に伴う定款・諸規程については引き続き検討してまいります。

定款・財務等検討委員会  
委員長 島田昇二郎  
委員 穴井 堅能  
菊池 仁志  
岩見 元照  
太田 和夫  
篠原 俊  
辻 裕二  
桑野 恭行

# 目 次

I	公益社団法人福岡県医師会選挙規程改正案	1
II	選挙管理委員会委員の各ブロック割当員数に係る考え方	9

# I 公益社団法人福岡県医師会選挙規程改正案

[下線：追加部分、二重取消線：削除部分]

選挙規程（現行）	改正案
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）</p> <p>第 2 章 選挙期日及び告示（第 6 条）</p> <p>第 3 章 候補者（第 7 条－第 12 条）</p> <p>第 4 章 選挙運動（第 13 条）</p> <p>第 5 章 投票及び開票（第 14 条－第 19 条）</p> <p>第 6 章 当選人（第 20 条－第 22 条）</p> <p>第 7 章 役員候補者及び裁定委員候補者の選挙について（第 23 条）</p> <p>第 8 章 異議の申し立て（第 24 条）</p> <p>第 9 章 補欠選挙（第 25 条）</p> <p>第 10 章 補則（第 26 条）</p> <p>附 則</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）</p> <p><u>第 2 章 選挙管理委員会（第 6 条～第 14 条）</u></p> <p><u>第 3 章 選挙期日及び告示（第 15 条）</u></p> <p>第 4 章 候補者（第 16 条－第 22 条）</p> <p>第 5 章 選挙運動（第 23 条）</p> <p>第 6 章 投票及び開票（第 24 条－第 29 条）</p> <p>第 7 章 当選人（第 30 条－第 32 条）</p> <p>第 8 章 役員候補者及び裁定委員候補者の選挙について（第 33 条）</p> <p>第 9 章 異議の申し立て（第 34 条）</p> <p>第 10 章 補欠選挙（第 35 条）</p> <p>第 11 章 補則（第 36 条）</p> <p>附 則</p>
<p style="text-align: center;">公益社団法人福岡県医師会選挙規程</p>	<p style="text-align: center;">公益社団法人福岡県医師会選挙規程</p>
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>（目 的）</p>	<p>（目 的）</p>
<p>第 1 条 本規程は、福岡県医師会定款施行規則（以下「施行規則」という。）第 18 条によって定める。</p>	<p>第 1 条 本規程は、福岡県医師会定款施行規則（以下「施行規則」という。）第 18 条によって定める。</p>
<p>（選挙の議題）</p>	<p>（選挙の議題）</p>
<p>第 2 条 本規程によって行う選挙は、福岡県医師会代議員会議長及び同副議長、福岡県医師会役員、福岡県医師会裁定委員、日本医師会代議員及び同予備代議員の選挙並びに福岡県医師会役員候補者・福岡県医師会裁定委員候補者の選挙とする。</p>	<p>第 2 条 本規程によって行う選挙は、福岡県医師会代議員会議長及び同副議長、福岡県医師会役員、福岡県医師会裁定委員、日本医師会代議員及び同予備代議員の選挙並びに福岡県医師会役員候補者・福岡県医師会裁定委員候補者の選挙とする。</p>
<p>（選挙に関する必要事項の通知）</p>	<p>（選挙に関する必要事項の通知）</p>
<p>第 3 条 会長は、選挙にあたっては、あらかじめ、選挙に関する必要な事項についてその要旨を、郡市医師会会長に通知しなければならない。</p>	<p>第 3 条 会長は、選挙にあたっては、あらかじめ、選挙に関する必要な事項についてその要旨を、郡市医師会会長に通知しなければならない。</p>
<p>（事務局）</p>	<p>（事務局）</p>
<p>第 4 条 本規程において、選挙に関する事務は福岡県医師会事務局（以下「事務局」という。）が管理する。</p>	<p>第 4 条 本規程において、選挙に関する事務は福岡県医師会事務局（以下「事務局」という。）が管理する。</p>
<p>（構成及び選挙の開催時期）</p>	<p>（構成及び選挙の開催時期）</p>
<p>第 5 条 第 2 条の選挙は施行規則第 9 条により選出された代議員によって構成される代議員会で行う。</p>	<p>第 5 条 第 2 条の選挙は施行規則第 9 条により選出された代議員によって構成される代議員会で行う。</p>
<p>2 福岡県医師会代議員会議長及び同副議長、日本医</p>	<p>2 福岡県医師会代議員会議長及び同副議長、日本医</p>

師会代議員及び同予備代議員の選挙並びに福岡県医師会役員候補者・福岡県医師会裁定委員候補者の選挙は第2条に示す役職者の任期満了の年の2月中に行う。

師会代議員及び同予備代議員の選挙並びに福岡県医師会役員候補者・福岡県医師会裁定委員候補者の選挙は第2条に示す役職者の任期満了の年の2月中に行う。

## 第2章 選挙管理委員会

### (設置)

第6条 本会に選挙管理委員会を置く。

### (所掌事務)

第7条 選挙管理委員会は、第2条の選挙に関する事務を管理する。

2 選挙管理委員会は、前項の選任及び選定が公正かつ適正に行われ、本会の品位が保持されるよう啓発に努めるとともに、候補者及び関係者を指導監督しなければならない。

### (選挙管理委員)

第8条 選挙管理委員は、定款施行規則第2条に定めるブロック医師会ごとに、本会会員の中から選出される計11名の委員をもって組織する。

2 前項の委員が欠けたときは、そのブロック医師会はなるべくすみやかに後任者を選出するものとする。

### (任期)

第9条 選挙管理委員の任期は2年とし、定款第32条第1項の役員の選任が行われる前年の12月1日とその始期とする。ただし、前条第2項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、選挙管理委員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、引き続き、その職務を行うものとする。

### (兼職の禁止及び立候補等の制限)

第10条 選挙管理委員は、本会の役員、代議員、予備代議員、裁定委員、日本医師会代議員、日本医師会予備代議員、顧問及び参与を兼ねることができない。

2 選挙管理委員は、本会の役員、代議員、予備代議員、裁定委員、日本医師会代議員、日本医師会予備代議員の候補者になることができない。

3 選挙管理委員は、第7条で所掌する選任及び選定並びに定款第16条及び第18条に基づく本会代議員及び予備代議員の選出に関する選挙運動を行うことができない。

### (委員長及び副委員長)

第11条 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各1

名を置き、それぞれ委員が互選する。

2 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(運 営)

第 12 条 選挙管理委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 選挙管理委員会は、委員半数以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

3 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

(事 務)

第 13 条 選挙管理委員会の事務は、本会事務局において行う。

(選挙管理委員会への委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

## 第 2 章 選挙期日及び告示

(選挙期日及び告示)

第 6 条 選挙期日は、理事会の決議を経て会長が決定し、期日前 12 日までに告示（本会の機関誌へ掲載）しなければならない。

## 第 3 章 候補者

(立候補届出)

第 7 条 候補者になろうとするものは、選挙の告示のあった日から、その選挙期日の前 7 日までに、郵便によることなく、その旨を文書により、事務局を経由して会長に届け出なければならない。この場合において、その届出は、日曜日・祝日を除く日の午前 10 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

2 同一時期の選挙において、会長、副会長、理事、監事に重複して立候補することはできない。

3 代議員会議長又は副議長の候補者となろうとする者は、県医師会役員と重複して立候補することはできない。

## 第 3 章 選挙期日及び告示

(選挙期日及び告示)

第 15 条 選挙期日は、理事会の決議を経て会長が決定し、選挙管理委員会が選挙期日前 ~~12~~30 日前までに告示（本会のホームページ機関誌へ掲載）しなければならない。

## 第 4 章 候補者

(立候補届出)

第 16 条 候補者になろうとするものは、選挙の告示のあった日から、その選挙期日の前 ~~7~~10 日までに、郵便によることなく、その旨を文書により、事務局を経由して選挙管理委員会会長に届け出なければならない。この場合において、その届出は、日曜日・祝日を除く日の午前 10 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

2 同一時期の選挙において、会長、副会長、理事、監事に重複して立候補することはできない。

3 代議員会議長又は副議長の候補者となろうとする者は、県医師会役員と重複して立候補することはできない。

(推薦届出)

第8条 各選挙において、会員が他の会員を候補者として推薦しようとするときは、前条の期日までに同条の例により、郵便によることなく、本人の承諾書を添え書面により、その推薦届出を事務局を經由して会長に届け出なければならない。

(役員候補者の議案提出)

第9条 第7条および前条の規定に基づく役員候補者は、理事会がこれを代議員会の議案として提出する。

(候補者一覧の作成及び送付)

第10条 会長は、第7条及び第8条による届け出があった場合、候補者一覧表を作成し、速やかに代議員に通知しなければならない。

- 2 候補者一覧表には候補者の氏名、所属医師会名、年齢及び略歴を記載しなければならない。
- 3 候補者の氏名掲載の順序は、届け出の受付順とする。
- 4 候補者氏名は選挙の当日、選挙会場に掲示しなければならない。

(候補辞届出書)

第11条 候補者であることを辞退する旨の届け出は、選挙の開始前までにすることができる。

- 2 前項により辞退しようとする者は、その旨を書面により事務局を經由して会長に届け出なければならない。

(推薦届出)

第17条 各選挙において、会員が他の会員を候補者として推薦しようとするときは、前条の期日までに同条の例により、郵便によることなく、本人の承諾書を添え書面により、その推薦届出を事務局を經由して選挙管理委員会会長に届け出なければならない。

(役員候補者の議案提出)

第18条 ~~第16条及び~~前条の規定に基づく役員候補者は、理事会がこれを代議員会の議案として提出する。

(候補者一覧の作成及び送付)

第19条 選挙管理委員会会長は、第16条及び第17条による届け出があった場合、候補者一覧表を作成し、速やかに代議員に通知しなければならない。

- 2 候補者一覧表には候補者の氏名、所属医師会名、年齢及び略歴を記載しなければならない。
- 3 候補者の氏名掲載の順序は、届け出の受付順とする。
- 4 候補者氏名は選挙の当日、選挙会場に掲示しなければならない。

(ホームページへの掲載)

第20条 候補者は、選挙管理委員会に対し、候補者の氏名、経歴、所信、写真等を、本会ホームページに掲載するよう申し出ることができる。

- 2 前項の場合、候補者は、選挙管理委員会が指定した方法により、選挙管理委員会の指定する期日までに、選挙管理委員会に申請しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前項の申請があったときは、掲載文及び写真等を、本会ホームページに掲載する。
- 4 第1項の申し出がない場合であっても、選挙管理委員会は、候補者の氏名及び所属郡市医師会名を、ホームページに掲載することができる。
- 5 掲載の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

(候補辞届出書)

第21条 候補者であることを辞退する旨の届け出は、選挙の開始前までにすることができる。

- 2 前項により辞退しようとする者は、その旨を書面により事務局を經由して選挙管理委員会会長に届け出なければならない。

(立候補届出書等の様式)

第 12 条 第 7 条、第 8 条及び第 11 条の届け出は会長が定める用紙を使用し、必要事項をすべて記載しなければならない。

#### 第 4 章 選挙運動

(品位保持)

第 13 条 候補者及び選挙運動にかかわる者は、選挙に際して、医師会員としての品位を損なう言動を慎み、節度を重んじなければならない。

#### 第 5 章 投票及び開票

(投票の方法)

第 14 条 選挙は、無記名投票により行う。

2 選挙は出席代議員の投票によって行い、不在者投票は認めない。

3 投票用紙の様式は次により会長が定める。

- (1) 投票用紙に候補者の氏名を印刷する。
- (2) 印刷する候補者の氏名の順序は届け出順とする。

(投票及び開票事務管理)

第 15 条 投票及び開票に関する事務は、代議員会議長がこれを管理する。

(選挙立会人並びに開票管理人)

第 16 条 議長は出席代議員の中から選挙立会人及び開票管理人をそれぞれ 3 名指名しなければならない。

2 当該選挙の候補者は、選挙立会人及び開票管理人になることができない。

3 選挙立会人は投票及び開票に立ち会わなければならない。

4 投票の効力については、選挙立会人の意見を聴き、開票管理人が決定する。

5 開票管理人は開票に関する事務を担当し、投票漏れの有無を確かめた後、投票箱を開き、投票を点検、計算をなし、各候補者の得票を朗読しなければならない。

6 開票管理人は投票の朗読が終わったときは、直ちに選挙立会人とともに連署して、投票人総数、投票数、有効投票数、無効投票数及び各候補者の得票数を議長に報告しなければならない。

(投票用紙)

第 17 条 投票は、所定の投票用紙を用いなければならない。

(立候補届出書等の様式)

第 22 条 第 16 条、第 17 条及び第 21 条の届け出は選挙管理委員会会長が定める用紙を使用し、必要事項をすべて記載しなければならない。

#### 第 5 章 選挙運動

(品位保持)

第 23 条 候補者及び選挙運動にかかわる者は、選挙に際して、医師会員としての品位を損なう言動を慎み、節度を重んじなければならない。

#### 第 6 章 投票及び開票

(投票の方法)

第 24 条 選挙は、無記名投票により行う。

2 選挙は出席代議員の投票によって行い、不在者投票は認めない。

3 投票用紙の様式は次により選挙管理委員会会長が定める。

- (1) 投票用紙に候補者の氏名を印刷する。
- (2) 印刷する候補者の氏名の順序は届け出順とする。

(投票及び開票事務管理)

第 25 条 投票及び開票に関する事務は、選挙管理委員会代議員会議長がこれを管理する。

(選挙立会人並びに開票管理人)

第 26 条 選挙管理委員長は選挙管理委員議長は出席代議員の中から選挙立会人及び開票管理人をそれぞれ 3 名指名しなければならない。

~~2 当該選挙の候補者は、選挙立会人及び開票管理人になることができない。~~

2 選挙立会人は投票及び開票に立ち会わなければならない。

3 投票の効力については、選挙立会人の意見を聴き、開票管理人が決定する。

4 開票管理人は開票に関する事務を担当し、投票漏れの有無を確かめた後、投票箱を開き、投票を点検、計算をなし、各候補者の得票を朗読しなければならない。

5 開票管理人は投票の朗読が終わったときは、直ちに選挙立会人とともに連署して、投票人総数、投票数、有効投票数、無効投票数及び各候補者の得票数を選挙管理委員長議長に報告しなければならない。

(投票用紙)

第 27 条 投票は、所定の投票用紙を用いなければならない。

- 2 投票は候補者氏名の上欄に○印をつける方法による。
- 3 定員が1名の選挙においては単記、定員が2名以上の選挙においては連記により行う。
- 4 連記は、定員の2分の1以上、定員までとする。
- 5 代議員は、事務局書記の議席番号点呼により、順次投票しなければならない。

(無効投票)

第18条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○印の記号以外の事項を記載したもの
- (3) 候補者の何人に○印を記載したか不明のもの
- (4) 白紙投票のもの
- (5) 連記投票の場合、定員を超え、又は定員の2分の1未満の○印のあるもの
- (6) ○印の記号を自ら記載したものでないもの

(投票用紙等の保存)

第19条 投票は、有効、無効を区別し、その投票用紙と投票録、開票録と併せて議長及び会長が、第24条に定める異議の審査終了まで保存しなければならない。

## 第6章 当選人

(当選人の決定)

第20条 出席代議員の過半数の票を得たものうち、得票数の多いものから順に当選人を決定する。

2 得票数同数で当選人を決定できない場合は、その得票数同数のものをもって再投票によって決定する。ただし、再投票においても得票数同数の場合は抽せんによって決定する。

(選任の方法)

第21条 届け出候補者数が当該選挙の定員を超えないときは、他の方法によることができる。

2 前項により当選人が決定した場合、当選人の数が定数に満たないときの措置は代議員会の意見によって決定する。

(当選人の報告)

第22条 当選人が決定したときは、議長は直ちにこれを会長に報告しなければならない。

2 会長は、代議員会閉会后直ちに理事会を開き、前項の報告を確認しなければならない。

3 会長は、当選人に当選の通知をし、かつ、所定の名簿に登録しなければならない。

- 2 投票は候補者氏名の上欄に○印をつける方法による。
- 3 定員が1名の選挙においては単記、定員が2名以上の選挙においては連記により行う。
- 4 連記は、定員の2分の1以上、定員までとする。
- 5 代議員は、事務局書記の議席番号点呼により、順次投票しなければならない。

(無効投票)

第28条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○印の記号以外の事項を記載したもの
- (3) 候補者の何人に○印を記載したか不明のもの
- (4) 白紙投票のもの
- (5) 連記投票の場合、定員を超え、又は定員の2分の1未満の○印のあるもの
- (6) ○印の記号を自ら記載したものでないもの

(投票用紙等の保存)

第29条 投票は、有効、無効を区別し、その投票用紙と投票録、開票録と併せて選挙管理委員会議長及び会長が、第34条に定める異議の審査終了まで保存しなければならない。

## 第7章 当選人

(当選人の決定)

第30条 出席代議員の過半数の票を得たものうち、得票数の多いものから順に当選人を決定する。

2 得票数同数で当選人を決定できない場合は、その得票数同数のものをもって再投票によって決定する。ただし、再投票においても得票数同数の場合は選挙管理委員長が抽せんによって決定する。

(選任の方法)

第31条 届け出候補者数が当該選挙の定員を超えないときは、他の方法によることができる。

2 前項により当選人が決定した場合、当選人の数が定数に満たないときの措置は代議員会の意見によって決定する。

(当選人の報告)

第32条 当選人が決定したときは、選挙管理委員長議長は直ちにこれを代議員会会長に報告しなければならない。

~~2 会長は、代議員会閉会后直ちに理事会を開き、前項の報告を確認しなければならない。~~

2 選挙管理委員会会長は、当選人に当選の通知をす

4 当選の効力は、前項の規定による名簿の登録があった日から生ずるものとする。

## 第7章 役員候補者及び裁定委員候補者の選挙について

(候補者の選出及び役員等の選任)

第23条 代議員会は、会長候補者1名、副会長候補者3名以内、理事候補者20名以内、監事候補者3名及び裁定委員候補者11名を選出する。

2 前項で選出された会長候補者及び副会長候補者は、6月開催の代議員会の決議を経て理事会において選定する。理事、監事及び裁定委員は、同代議員会の決議によって選任する。

## 第8章 異議の申立て

(異議申立)

第24条 選挙の効力に関し異議がある代議員又は候補者は、当該選挙の日から起算して7日以内に文書により会長に対して異議の申し立てをすることができる。

2 前項の異議申立てがあったときは、会長はこれができるだけ速やかに代議員会に付議しなければならない。

## 第9章 補欠選挙

(補欠選挙の方法)

第25条 補欠選挙は、本規程に準じて行うものとする。

## 第10章 補則

(選挙規程の改正)

第26条 この規程を改正しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。

## 附 則

(施行期日)

この選挙規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

施行 平成25年4月1日

改訂 平成25年11月28日

~~るをし、かつ、所定の名簿に登録しなければならない。~~

3 当選の効力は、当選人の決定について代議員会の決議があったとき前項の規定による名簿の登録があった日から生ずるものとする。

## 第8章 役員候補者及び裁定委員候補者の選挙について

(候補者の選出及び役員等の選任)

第33条 代議員会は、会長候補者1名、副会長候補者3名以内、理事候補者20名以内、監事候補者3名及び裁定委員候補者11名を選出する。

2 前項で選出された会長候補者及び副会長候補者は、6月開催の代議員会の決議を経て理事会において選定する。理事、監事及び裁定委員は、同代議員会の決議によって選任する。

## 第9章 異議の申立て

(異議申立)

第34条 選挙の効力に関し異議がある代議員又は候補者は、当該選挙の日から起算して7日以内に文書により選挙管理委員会会長に対して異議の申し立てをすることができる。

2 前項の異議申立てがあったときは、選挙管理委員会会長はこれができるだけ速やかに代議員会に付議しなければならない。

## 第10章 補欠選挙

(補欠選挙の方法)

第35条 補欠選挙は、本規程に準じて行うものとする。

## 第11章 補則

(選挙規程の改正)

第36条 この規程を改正しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。

## 附 則

(施行期日)

この選挙規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

施行 平成25年4月1日

改訂 平成25年11月28日

改訂 令和7年6月19日



## II 選挙管理委員会委員の各ブロック割当員数に係る考え方

公益社団法人福岡県医師会選挙規程第8条に規定する選挙管理委員会委員（11名）の各ブロック医師会への割当員数について、定款・財務等検討委員会としての考え方は以下のとおりである。

・北九州ブロック 3名

・福岡ブロック 5名

・筑豊ブロック 1名

・筑後ブロック 2名